

フォローアップ研修参加申込者からの質問等 (令和元年度 9 月分)

1	9/6 大阪
質問	他の政治団体などへの寄附の突合について、どこまで監査人に責任があるか？会計責任者に確認するしか方法がなく、同一人物が代表であれば、その団体の収支報告書などの提示を求めることはできるが。
回答	<p>政治資金監査は、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務であることから、他の政治団体に対する支出に関しては、書面監査で支出の状況を確認した上で、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、当該支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めていただくこととなります。</p> <p>なお、登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者等の説明に基づき、支出の状況を確認するため、ヒアリングの確認において証拠書類を提出させることまでは求められていません。</p>

2	9/6 大阪
質問	登録政治資金監査人への報酬で、源泉所得税引きでの領収書の書き方について。
回答	<p>政治資金監査報酬については、登録政治資金監査人と政治団体の間で「報酬の額」をどのようにとらえているかによって、その領収書等の金額の記載方法は異なるものとなると思われます。</p> <p>なお、政治資金監査報酬及び源泉徴収の会計帳簿への記載方法は、報酬の額のとらえ方により、次の2つのケースによることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治資金監査報酬の支払日に所得税等を控除した実支給額を政治資金監査人に支出した旨記載し、国等への納付日に所得税等を支出した旨を記載。 ・政治資金監査報酬の支払日に、所得税等を含めた総支給額を登録政治資金監査人に支出した旨を記載。